



社会保険労務士法人つむぎ

つむぎだより No.63

＝繁忙期＝

ただいまバリバリ繁忙期です。通常業務に加え、労働保険の年度更新手続き、社会保険の標準報酬を決定するための算定基礎届の手続きを進めています。それだけでなく、労働者派遣に関する報告や高齢者雇用状況報告…と皆様には聞きえない用語ばかりかと思いますが、この時期は行政への報告がやたらと多いのです！！

最近では、電子で申告できるようになりましたので、紙の書類を提出することはほとんどなくなりましたが、報告書によっては今でも役所へ持参することがあります。蒸し暑く、外に出るのがためられる季節ですが、気分転換にはなりますね。ただし、「熱中症には要注意！」。健康管理は必須です。（川東）



★2025年7月号

1、中小企業の正社員賃上げ 二極化傾向に

6月4日、日本商工会議所・東京商工会議所は「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果を発表しました。全国の会員企業を対象に調査したもので、2025年4月14日から5月16日にかけて行い、3,042社から回答を得ました。

定期昇給とベースアップを合わせた正社員の賃上げ率が平均で4%を超えた一方、賃上げをしない企業が全体の2割となり、二極化の傾向がみられると結論づけています。

◆賃上げを実施した企業

2025年度に賃上げを実施した企業（予定を含む）は69.6%と、前年より4.7ポイント低下しました。20人以下の小規模企業では57.7%と5.6ポイント低下しています。また、現時点で「（賃上げするか）未定」との回答は23.5%で、こちらも前年より3.1ポイント上昇。価格転嫁の遅れや米国関税措置等で先行き不透明感を懸念する声もあり、昨年に比べて「未定」の回答が増加しています。

◆正社員の賃上げ率

中小企業全体の正社員の賃上げ額（月給）は、加重平均で1万1,074円と、昨年より1,412円上回りました。賃上げ率は4.03%で、昨年対比で0.41ポイントも増加しています。20人以下の小規模企業でも賃上げ額（月給）は加重平均9,568円、賃上げ率は3.54%となり、昨年より0.20ポイントの増加となりました。

◆パート・アルバイトの賃上げ率

パート・アルバイト等の賃上げ額（時給）は46.5円、賃上げ率は4.21%で0.78ポイントの増加です。

一方で、20人以下の小規模企業では、賃上げ額は37.4円、賃上げ率は3.30%で、こちらは昨年より0.58ポイントの減少となりました。

全体の賃上げ率は4%を超えるなど、中小企業が賃上げに最大限努力していますが、小規模企業では全体と比較して賃上げ額・率ともに低位となっていることから、より重点的な支援が求められるところです。

【日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果】
https://www.jcci.or.jp/20250604_research.pdf



=季節のコラム=

7月7日といえば七夕ですが、「そうめんの日」でもあるそうです。

「そうめん」の原型といわれる、小麦粉を塩水で練って手で延ばして作った素朴な唐由来の菓子「索餅(さくへい)」を、奈良時代には「牟岐縄(むぎなわ)」「麦縄(むぎなわ)」と呼び、宮中の七夕の儀式的供え物としていました。鎌倉時代になって油をつけて延ばすようになり、さらに挽き臼によって製粉技術が進むと細く長く出来るようになり、「手延べそうめん」が三輪や播州、小豆島などで作られるようになりました。

「流しそうめん」は、意外と最近の昭和30年ごろに始まったもので、夏の野良仕事のときに、竹と高千穂峡の冷水を利用した宮崎県が発祥地だそうです。

(鹿島)

2、年休取得義務化6年目の現状

年次有給休暇のうち年5日の時季指定義務が法定されてから6年が経過しました。厚生労働省の調査によると、時季指定義務の運用方法は次のような割合(10人未満事業所を除く)でした。

- ①切替始めに計画年休制度により年5日を指定している 16.3%
- ②労働者の意見を聞いた上で使用者が年5日を指定している 14.2%
- ③労働者の取得に委ねて年5日取得できている 62.0%
- ④労働者の意見を聞かずに使用者が年5日を指定している 1.9%
- ⑤指定できておらず、年5日も取得できていない 3.4%

◆制度運用の課題

企業規模別にみると、300～499人規模では、年間計画を立てている企業が多いにも関わらず、年5日を取得できていない労働者がいる企業も多い、という結果となりました。これは、従業員が増えることで管理が難しくなることを示しています。管理のためには制度化が必要ですが、計画を立てすぎる

と柔軟な運用が難しくなり、現場の納得感も得られにくくなります。制度の運用課題として、こうした点に留意することが重要です。

◆消滅年休の活用

また、2年の時効を迎えた年次有給休暇については、「そのまま消滅」とする企業が60.0%と多数を占めており、「特別休暇等として積み立てている」企業は6.6%にとどまりました。こうした消滅年休の有効活用の取組みは、企業の魅力向上にもつながる可能性があります。

現在、人手不足や採用難が深刻化しており、今後は介護離職による労働力不足も懸念されています。対策として、介護などの理由で年休を有効活用できる制度の導入を検討してみてもいいかもしれません。

【厚生労働省「労働時間制度等に関する実態調査結果について(概要)」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001491863.pdf>

3、今月のおすすめ本

今月は「抜萃のつづり」(発行所:(株)クマヒラ・ホールディングス)をご紹介します。

この冊子は、書籍や雑誌、新聞に掲載された記事等が抜粋されたものです。社会貢献活動として制作されている非売品ですが、依頼すれば入手可能です。

いろんな人がいろんな想いで綴られた文章ばかりで、心に残るものが多いです。私は少し前に体調を崩したので、健康について記載された文章に、心に響くものがありました。同じ文章を読んでいても、自分自身のその時の状況で、とらえ方や感じ方は変わるものですね。

「抜萃のつづり」は、創刊昭和6年。戦時

中を除き、年に1回、1月の創業記念日に発行されていて、現在84号だそうです。

私は毎年いただいているのですが、とても楽しみにしており少しずつ読んでいます。ご興味のある方は、(株)クマヒラさんのホームページのお問い合わせフォーム、または電話(082-251-2111:(株)熊平製作所)へ問い合わせしてみてください。(川東)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>